

第百六十九回国会 衆議院 文部科学委員会 會議録 第九号

平成二十年五月十六日(金曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 佐藤 茂樹君

理事 伊藤信太郎君 理事 小淵 優子君

理事 塩谷 立君 理事 鈴木 淳司君

理事 渡辺 具能君 理事 小宮山洋子君

理事 牧 義夫君 理事 富田 茂之君

理事 阿部 俊子君 理事 井脇ノブ子君

飯島 夕雁君 理事 江崎 鐵磨君

小川 友一君 理事 大塚 高司君

岡下 信子君 理事 加藤 紘一君

佐藤 鍊君 理事 鈴木 恒夫君

中森ふくよ君 理事 原田 令嗣君

平口 洋君 理事 福田 峰之君

二田 孝治君 理事 保坂 武君

馬渡 龍治君 理事 松野 博一君

御法川信英君 理事 石関 貴史君

内山 晃君 理事 田島 一成君

高井 美穂君 理事 藤村 修君

松本 大輔君 理事 和田 隆志君

西 博義君 理事 石井 郁子君

日森 文尋君

文部科学大臣 渡海紀三朗君

文部科学大臣政務官 原田 令嗣君

文部科学大臣政務官 保坂 武君

政府参考人 (文部科学省生涯学習政策局長) 加茂川幸夫君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長) 清水 潔君

文部科学委員会専門員 佐久間和夫君

委員の異動

五月十六日

辞任

近藤 基彦君

山本ともひろ君

山口 壯君

笠 浩史君

同日

大塚 高司君

御法川信英君

石関 貴史君

内山 晃君

山口 壯君

補欠選任

御法川信英君

大塚 高司君

内山 晃君

石関 貴史君

同日

大塚 高司君

御法川信英君

石関 貴史君

内山 晃君

山口 壯君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第五一号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、社会教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。渡海文部科学大臣。

社会教育法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○渡海國務大臣 このたび、政府から提出いたしました社会教育法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

一昨年、約六十年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が明示され、生涯学習の理念、家庭教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定等が新設されま

した。このような改正教育基本法を踏まえ、また、家庭や地域の教育機能の一層の向上を図るため、社会教育行政の果たすべき役割を明確にすること、社会教育に関する専門的職員の資質の向上を図ること等が必要となっております。

この法律案は、このような観点から、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務並びに教育委員会の事務に関する規定の整備、公民館、図書館及び博物館の運営の改善、司書等の資格要件の見直しなど、社会教育行政の体制の整備を図るため必要な改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする旨を規定するとともに、教育委員会の事務として、家庭教育に関する情報提供、放課後に学校等において児童及び生徒に対し学習活動の機会を提供する事業や学習成果を活用して学校等において行う教育活動の機会を提供する事業の実施等に関する事務を追加するものであります。

第二に、公民館、図書館及び博物館がその運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるべきことを規定するものであります。

第三に、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書や学芸員等の研修を行うよう努めるものとするとともに、司書等となる資格を得るために必要な実務経験に社会教育施設等における一定の職にあったことを加える等の資格要件の見直しを行うものであります。

第四に、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置かない場合には、他

の審議会等をもつてかえることができることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省生涯学習政策局長加茂川幸夫君及び高等教育局長清水潔君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部俊子さん。

○阿部(俊)委員 自由民主党の阿部俊子でございます。

本日は、このような質問の時間をいただきましたことにまずお礼を申し上げます。ただいま趣旨説明のございました社会教育法等の一部を改正する法律案について、三十分質問させていただきます。

まず初めに、教育関連予算について伺いをしたいというふうに思います。

平成十八年の教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制整備を図るという観点から、今回、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改

正が検討されたことは非常に意義あることだと認識しております。特に、図書館法、博物館法は、いずれも昭和二十年代に制定されて以来、今回が初めての大きな改正となると伺っています。中でも図書館については、保存媒体として現在主流である電磁媒体ということが追加されたことや、いわゆる司書等の資格要件についての規制が緩和され、実態に即した資格となったことは非常に喜ばしいことであると評価しております。

一方で、我が国の教育に占める予算に目を向けると、学校教育費の予算は諸外国と比較して非常に少なく、教育予算のGDPに占める割合を見て、わずか三・五%となっています。これは、OECD加盟国二十九カ国中二十八位ということになっております。また、この数年、イギリスやフランスなどの諸外国が政策として教育予算を伸ばしている中、日本だけは教育予算がふえていません。

これは、社会教育関係予算に関しても同様のところであり、例えば、公共図書館の年間予算額を諸外国と比較してみますと、日本の一人当たりの年間予算額は八百八十六円でございます。アメリカの三千五百五十一円、イギリスの二千七百七十一円と比較いたしました三分の一以下の予算となっているところでもあります。私の地元の図書館でも、必要な蔵書の購入さえ困難な図書館がございます。

また、博物館に関しても、公立博物館の四分の三は博物館資料の新規購入予算が百万円未満という実態でもあります。博物館はあっても、その整備や維持のための予算がなく、メンテナンスの悪さから、貴重な動物の剥製にカビが生えているなどという博物館も多く見られます。

このような観点からも、社会教育法等の改正に当たりましては、あわせて必要な予算を確保していく必要があるというふうに考えますが、これに関しまして政府のお考えを伺いたいというふうに思います。

○加茂川政府参考人 社会教育関係の予算につ

て御説明を申し上げたいと思います。
委員御指摘のように、他の教育予算と相まって社会教育予算もその充実を図られますことが、広く国民に教育の機会を確保する観点から大変重要な課題であると私どもも認識をいたしておるわけでございます。

社会教育予算について少し御説明を申し上げます。まず、国、文部科学省においてでございますが、これまで社会教育の振興を図るため、私どもとしましては、生涯学習の一環として、例えば、高等教育の機会を提供する機関、あるいは我が国唯一の国立の総合科学博物館といったものを設置、運営をいたしました。さらには、家庭や地域の教育力の向上、生涯を通じた学習機会の拡大など、各般にわたる施策を展開するための予算措置を講じてきたところでございます。

とりわけ、本年度、二十年度からは新たに、地域全体で学校活動を支援するため、学校と地域の連携体制の構築を図ろうとする学校支援地域本部事業を実施するための経費を計上しているのが特徴と言えるところでございます。

一方、地方においてでございますが、御指摘のように、公民館、図書館、博物館の具体的な事業展開の予算が課題になるわけでございますが、まず、これらの事業展開は、第一義的には各設置者、各館が判断すべき事柄でございます。そのことを前提といたしまして、公立の施設、具体には公民館、公立図書館、公立博物館の関係につきましまして、国としましては、必要な職員の給与費あるいは図書購入費等を地方交付税として措置をいたしておるわけでございます。

ただ、実態を見てみますと、御指摘にもございましたように、これらの社会教育施設の運営については、地域によってさまざまな差があるのも事実でございます。各地方公共団体の財政事情等も背景にあると思っておりますが、必ずしも十分な予算の確保がなされていない状況が見られるわけでございます。ただ、一方では、各自自治体の判断にもよるわけでございますが、例えば、公立の図

書館の運営について、県あるいは市のレベルで大変先進的な取り組みを行っている地域も事実ございます。地方の判断によるところが多いわけでございます。

私どもとしましては、地域による差が生じることのないように、一つは、各社会教育施設の設置及び運営上の望ましい基準、ガイドラインを策定いたしますとともに、先進的な事例の紹介等を通じて、各地域における社会教育の振興に努めているところでございます。各自自治体ごとにおいて、教育の機会の均等が図られますように、自治体における積極的な取り組みをさらに促してまいりたいと考えておるところでございます。

○阿部(後)委員 ありがとうございます。
ぜひ、必要な予算の確保に向けてよろしく願います。

次に、教育委員会の役割としての情報リテラシーに関しまして伺いたいというふうに思っています。

社会教育法改正案第五条第十号におきまして、市町村の教育委員会の事務として「情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」という、いわゆる情報リテラシーに関する内容が織り込まれたことに関しまして、私は非常に高く評価しているところであります。

現在、インターネットのいわゆる情報が急速に普及したことにより、社会は大量の情報ではんらんしています。党の方でも有害サイトのフィルタリングなどが話し合われているところであります。このような情報がはんらんする中、この情報を的確に選択し、評価し、判断するための能力として、これからの社会においては情報リテラシーということが必要不可欠であるというふうに考えています。

今回の改正案では、この情報リテラシーに関する講座なども開催することが推奨されております

けれども、具体的にどのような内容のものになるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○加茂川政府参考人 情報化社会の進展に伴いまして、多様な情報が混乱をしておるということがよく指摘されるわけでございます。したがって、情報通信技術の活用のみならず、情報及び情報伝達手段を主体的に選択する、選び取る、またはこれを活用していくための基礎的な能力であり、またとか態度等を身につけることが大変重要になっておるわけでございます。

同時に、いわゆる有害情報対策を初めとする情報化の影の部分への対応も課題となっております。これら課題に国及び地方ともに積極的に取り組んでいくことが求められておると認識をいたしております。

これまでも、市町村教育委員会のレベルにおきましては、こうした課題に関連する学習機会を提供してきたところでございますけれども、その重要性の高まりを踏まえまして、このたび、市町村教育委員会の事務として新たに社会教育法上明記をして、その一層の振興を図ろうとするものでございます。

具体的な事務としましては、パソコンの基礎、入門など社会通信機器の操作方法に関する内容から、情報セキュリティ、情報モラルなど情報を適正に扱うための内容まで、多様なテーマについて講座等の開設を行う事務を想定しておるわけでございます。こうした取り組みが、いわゆる情報リテラシーの向上、情報格差の解消、有害情報対策の充実などに資するものと私どもは大きく期待をしております。

現在さまざまな取り組みが市町村レベルでなされておりますけれども、高齢者を対象としたパソコンの基礎的な操作方法を教える講座、あるいは保護者向けにインターネットや携帯電話の危険性留意などについて教える機会を提供するもの、さらには子供を対象としたパソコン教室など、さまざまな取り組みが現在もとり行われているところ

でございます。

○阿部俊委員 ありがとうございます。ぜひとも情報リテラシーを進めていただきたいというふうに思います。

次に、社会教育における家庭教育の充実についてお伺いをしたいというふうに思います。

今回、社会教育法の改正案におきまして、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進」ということが国及び地方公共団体の任務として盛り込まれたことは、非常に意義あることだと考えています。これまで学校と家庭の連携が十分に行われてこなかったことで、保護者は子育てやしつけといった本来の家庭教育を十分に行わないまま、子供たちの教育は学校教育の責任であると考えたり、必要以上の権利意識を主張するなど、いわゆるモンスターペアレンツと呼ばれる対応困難な保護者の問題が浮上してきたのではないかとこのように考えています。

社会教育法の改正に当たりましては、子育てやしつけなど家庭教育につきましても、社会教育の一環として国が率先して取り組み、家庭教育の充実を図っていくべきであるというふうに考えますが、特にこの家庭教育における責任の問題も含めまして、これらのお考えをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○加茂川政府参考人 家庭教育の重要性につきましては、委員御指摘のように、私どもも大変重要な課題であると、同じく考えておるところでございます。

よく言われますように、家庭教育はすべての教育の出発点でございます。基本的な倫理観あるいは社会的なマナー、自制心や自律心などを育成する上で重要な役割を果たしているものでございます。

ただ、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等に伴いまして、家庭教育の教育力の低下が見られるという指摘が久しくなされておるところでございます。そういった状況を踏まえながら、社会全体で家庭教育を支援していくこと

が大変重要だと思っておるわけでございます。

これらの状況にかんがみまして、改正教育基本法第十条に家庭教育に関する新しい規定が設けられたわけでございます。その第一項では、保護者が子の教育について第一義的な責任を有すること、また第二項では、家庭教育の自主性を尊重しつつ、国や地方公共団体による家庭教育の支援を講じるよう努めなければならないことについて明示されたわけでございます。

また、社会教育法におきましては、これまで、その第五条に規定する教育委員会の事務として、家庭教育に関する講座等の開設が規定されておりました。今回は、これに加えまして、「家庭教育に関する情報の提供」を追加するなど、この法律案に家庭教育支援を一層促進するための関係規定の整備をお願いするものでございます。

このほか、家庭教育の支援策としてしましては、これまでも私どもは、子育て講座の実施に加えまして、家庭教育手帳の作成、あるいは「早寝早起き朝ごはん」運動の推進などに取り組んできたところでございます。

このうち、家庭教育に関するヒント集である家庭教育手帳について少し申し上げますと、乳幼児あるいは小学生等を持つ保護者への配付を通じて、子育ての不安や悩みの解消に役立っているものでございますが、その中で、親につきましても、親の自覚を促す指導事例として、親の生き方が子供への最高の教育になるといった事例や、あるいは、よく言われることでございますが、子供は親の姿を見て育つといったことも盛り込まれてございまして、モンスターペアレンツに代表されますような、親の自覚を促す事例についても、この家庭教育手帳では触れられておるところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、これらの取り組みに加えまして、二十年度予算におきましては社会教育の関係の予算が充実しておりますが、家庭教育支援チームの予算もお認めいただいておりますところでございます。これは、新たに子育てサ

ポーターあるいは民生委員など地域の人材等で構成する家庭教育支援チームを身近な地域に設置いたしまして、子育ての悩みを抱え孤立しがちな親など、さまざまな状況下に置かれます保護者に対して、情報や学習機会の提供あるいは相談体制の充実を初めとするきめ細やかな支援を行う体制整備の促進を図るものでございまして、必要な経費を計上させていただいております。

私どももいたしましては、これらを踏まえまして、学校、家庭が相互に連携協力しつつ、家庭において保護者がその責任を果たすことができましよう、きめ細やかな家庭教育支援に一層努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○阿部(俊)委員 ありがとうございます。

家庭教育については、親や保護者などに対して家庭教育の責任を明確化していくことも非常に重要であるというふうに考えますので、ぜひ社会教育という観点からも推進をよろしく願いたいというふうに思います。

最後に、学校と地域の連携という点から、地域の教育力の向上について質問させていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、モンスターペアレンツ問題に代表されますように、保護者から教職員に対する一方的な批判や道理に基づかない要求など、いわゆる教育活動が停滞いたしまして教職員が疲弊しているところでありまして、さらに、いじめや暴力などの児童生徒の問題行動、不登校や心の問題を抱える生徒の増加により、学校教育を教職員だけに依存するのは限界にあると考えています。

党の方で部会がありましたときに、京都市の教育委員会、医師、弁護士、臨床心理士や警察官のOBなどが協力して、対応困難な保護者の対応を検討するためのチームとして学校問題解決支援チーム、さらには、問題行動のある子供たちに対する特別支援を考えるための自律促進教育チームというものを立ち上げて、教員の支援を開始したということをお聞いているところでもあります。特

に、発達障害の子供たちがふえる中、各小学校に、またそれぞれの学校に臨床心理士をつけていくことが非常に難しい状態となっておりますが、やはり、教育カウンセラーなどの適正配置をしつかりと考えたときに、このような形で教育チーム、支援チームということも可能ではないかというふうに考えました。

私の地元岡山県美作市では、武蔵青少年育成会というものがございまして、美作市は宮本武蔵の生誕の地ということが言われておりますが、武蔵青少年育成会という名前がつけられて、この育成会では、地域住民がチャリティー募金や寄附をもとにお金を集め、学校や行政、家庭だけではなく、育成会が中心となって、地域住民が一体となって青少年を守っていくという取り組みが行われているところであります。

具体的には、寄附をもとに集めた資金で、さまざまなイベントやスポーツ大会の開催など、子供たちの健全育成を図るための支援事業を行っているわけですが、このように、市民ぐるみ、地域ぐるみで社会が丸となって次世代を担う子供たちを育てていくという姿勢が非常に重要であるというふうに思います。

社会教育としての観点からも、平成二十年より、学校支援地域本部事業として、地域住民から成る学校支援ボランティアを活用し、子供たちの登下校の安全確保や、教員の勤務負担の軽減などの一環として学校行事の開催、部活動の指導など、さまざまな学習支援活動を行う取り組みが開始されたというふうに聞いています。この学校支援地域本部事業、進捗状況に聞かしまして、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○渡海国務大臣 委員のお話を聞かせていただいております。実は大変不思議な感じがしたのは、私の地元の高砂市というのは、武蔵、伊織の生誕の地ということで、実はあさつても武蔵・伊織まつりというものが開催されます。同じようなことをやっております。剣道大会とか、さまざまな健全育成をやるということで地域が実は頑張っております。

まして、恐らく先生の地域からもだれか来られるんだらうと思つてゐるんですが。

地域がそうやってやはり青少年の育成に取り組むというのは大変なことでございます。先ほど局長からお答えをいたしました、家庭の問題を考えましても、やはり家庭を孤立させないといひますか、母親が逃げ込む場所があるといひますか、逃げ込むという言葉はよくないですね、相談に行ける場所がある、そういったことも非常に大事だといふふうに思つております。

そんな観点から、今御指摘をいただきました学校支援地域本部というのを今年度からスタートいたしております。今年度枠で千八百、すべての市町村にまず一カ所ということで考えておるわけでありましても、現在までのところ、一次募集で千カ所ちょっと募集があるといふふう聞いております。今月中に内定をいたしまして、速やかに実施ができるような手続を進めようといふことを考えております。

なお、予算上、地域の取り組み上、六月の都道府県議会とか、こういった形も考えられますので、二次募集をいたしまして、当初の目的であるまずはすべての市町村、最終的には中学校区、日本全国といふふうに考えておるわけでありましても、この事業が進められるといふことを今意図しております。

状況としてはそういうことでございますが、この事業におきまして、まず地域と学校が一体となつてさまざまなことを行っていくということでありましても、この事業は、コーディネーターを配置する、学校の事情をよくわかつていて、なおかつ地域をよくわかつている人、これはボランティアも含めて、そういう方々に少し謝金を払わせていただくとか、そういうスキームもございまして、団塊の世代が退職をするといったような時代もございまして、そういった中で、地域と学校が連携を図りながら、今後とも教育といふものが地域において行われていくということができるだけ効果を上げていただきますように、地

域も御協力をお願い申し上げますし、また、我々も学校サイドから頑張つていきたいといふふう考えておるところでございます。

○阿部(後)委員 ありがとうございます。ぜひ、千八百地方自治体にこの学校支援地域本部事業が普及することを願つております。

実は、昨日も自民党の方の部会の中で学校の先生方の教員事情をお話しされる方がいらつしやいまして、最近の教員の中では、のむ、うつ、買うといふのがはやってゐるんだと。何を言うかといひますと、のむは胃カメラ、うつはいわゆるうつ病のうつでございます。さらには、買うのは、疲れ切つた体で学校帰りに宝くじを買い、当たつたら教員をやめてやろうと考えているといふ、のむ、うつ、買うという、非常に学校の先生方にお疲れになつてゐることをあらわす言葉で言われていました。

ぜひともその先生方を支援していただくべく、この取り組みを行つていただきたいと思いますし、今後は教育委員会で行われている取り組みと連携を図つて、学校と地域の連携体制の構築でこの取り組みをぜひとも進めていただきたいと大臣にお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 以上で阿部俊子さんの質疑は終了いたしました。

次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

私の方からは、まず、社会教育法の改正につきまして何点か御質問をさせていただきたいと思ひます。

教育基本法の改正等がありまして、また、大臣の方から中教審にさまざまな諮問がされましたけれども、ことしの二月十九日に中教審の方から、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」という答申が出ました。その中で、大変大事なことだと思ふ指摘がされておりました。このように中教審の方は答申されております。

「地域の教育力の向上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まつており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められる」と「学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である」といふふうに指摘をされました。「特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である」といふような答申がされました。

この答申の中で具体的に施策としていろいろ挙がつていましたけれども、特に大事だと思ひましたのは、社会全体の教育力の向上のためには、学校、家庭、地域が連携するための仕組みづくりが大事だ、この仕組みをどうやってつくっていくかが大事だといふ指摘がありました。特に、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取り組みとして、今、阿部先生の方からも御指摘がありましたが、学校支援地域本部事業、そして放課後子どもプランを推進することが私は大変重要だと思ひます。

今回のこの社会教育法の改正で、この学校支援地域本部事業、また、放課後子どもプラン、この両施策をどのようにバックアップしているのか、まず御説明をいただきたいといふふうに思ひます。

○渡海国務大臣 御指摘をいただきました委員の考え方といひますか、全く同感でございます。地域がしっかりと学校と連携を図りながら、学校が果たすべき役割、また、地域が果たしていただく役割、そして連携をしながら、その相互が相まつ

て地域全体の教育レベルが上がっていくということであらうといふふうに思つております。

御指摘のことにつきまして、今回の法改正の中の、法の例えば十三条にまず子どもプランのことが書いてございますし、また、十五条にこの地域本部のことが記載されております。法律でしっかりと書く。

これは、委員も御指摘をいただきました基本法の十三条の根拠規定に基づく法制でございます。十三条では、「主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励」、これはまさに放課後子どもプランでございます。従来、放課後子ども教室というメニューを文部科学省は持つておりましたが、厚生労働省と一緒に、放課後とか休日を利用して地域の方々がいろいろなことをやっていた。私も岡山県と香川県に視察に行つてまいりましたが、本当に、やつてゐることは地域によつていろいろな工夫をされておられますが、生き生きと遊んでいる姿、また生き生きと、ある意味遊びながら学習している、こういう子供の姿を見てまいりました。

また、十五条においては、「社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励」といふことでございまして、これに基づいて、今、支援地域本部を提案させていただいております。

先ほどから議論の中でも言われておりますように、本部を設置し、コーディネーターを配置いたしました。より連携をスムーズにする、そのことによつて、これは地域の特性がございまして、何をやれといふことを言うことはよくないと思ひますが、いろいろな例を、我々も、情報も収集しながら情報を提供していくといふことは、今後とも大事であらうといふふうには考えておるところ

でございます。今出ている千余、そしてことしじゅうには全市町村にこれが配置をされて、それぞれの創意工夫をもって運営されていく、また、それに対して我々は適切なアドバイスをしていくということをやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○富田委員 今大臣の方から御指摘いただいたんですが、社会教育法の五条の十三号と十五号です。十三号、十五号じゃなくて、それぞれの号に今の規定がありましたので、訂正をしておいていただきたいと思ひます。(渡海国務大臣「五条と呼ぶ」)

先月、学童保育をされているお父さん、お母さんたちの会合にお邪魔しまして、文科省の方も、放課後子どもプランということで、これまでどちらかといえば厚生労働省の方が子供たちの放課後についてはいろいろ力を入れてきたんですが、今は文科省ももしっかり協力してやっていくんだというお話をしましたら、大変喜ばれておりましたので、ここにもぜひ力を入れていただきたいと思ひます。

学校支援地域本部事業につきまして、先ほど大臣の方から、一次募集で千カ所の応募があったというふうなお話がありました。私の地元、千葉県で、公明党の地方議員さんが百六十名いらっしゃいます。三月議会でぜひこの事業を取り上げてもらって、各市町村で実施できるようにやってもらいたいというお話をしまして、千葉県内、いろいろ地方議員さんがそれぞれの市町村で教育委員会と話し合いをして、ぜひ自分の町でもこの事業をやりたいというふうになつてもらつたんですが、二つ、問題点を指摘された。

新規事業ですので、文科省がこういう新規事業をやると、ちよつとまずくなると、すぐ手を引つ込めちゃう。文科省の指導に乗つてやるのはいいんだけれども、地元が頑張った途端にはしごを外されることがよくある。

もう一つは、今回五十億四千万でしたが、予算がつかまじただけども、この予算がちゃんとついでいくのか、これが心配だというふうに教育委員会の方で言われて、千葉県内ではかなり積極的に支援していただく市町村また教育委員会もあつたんですが、教育委員会のところでだめだと言われしまったところも結構ある。これは、教育委員会の方もこの事業の身をまだ余りよく理解していない。先ほど大臣がおっしゃつたように、本当地域の特性があるし、コーディネーターに適切な人材を確保できるかどうかというのが本当に大事だと思ふんですね。

杉並区の和田中では、これまで五年間、同じようなことを藤原前校長のもとでされていて、藤原校長に聞きましたら、事務局長になつたお母さんが、以前PTA会長もやり、地域での人脈も広くて、この方がいたからやれた部分があるというふうにおっしゃつていましたので、やはり、地域特性もありますし、どう人材を確保するかというのは問題だと思ふんです。

教育委員会がちよつと待つてよというのはいかがなものかな。文科省の方でよく説明していただいて、まずやってみよう、やはりこれはいい方法だということで動き出すべきだと思ふんですが、どうでしょうか。

○渡海国務大臣 そのようなことがあるのは、我々も聞いております。

やはり私は、いい事業だつたらちゃんと続けられると思ふんですね。スタートして、そしてこれをしっかりとやっていく、そのことによって、これは財政上の措置の問題を私が今約束するわけにはいきませんが、我々はしっかりと主張できると思ひますし、また、例えばこれは地財措置に変わっていくというふうなことも考えられます。将来のことについて今明かに確約をさせていただいてもいいですが、その責任は負いかねますので、ちよつとお許しをいただきたいと思います。答へは、要は、いい事業としてうまくいってれば、それはちゃんと続いていくということであらうと思ひます。

その前提として、まずやはり、これはこういう事業なので、この趣旨をよく理解してくれということをしつかりと教育委員会の方に私どもの方からも申し上げたいというふうに思ひますし、今委員が御指摘いただきましたことにつきましては、我々も努力を、今もさせていただいておりますけれども、なお一層努力をさせていただきたいというふうに思ひます。

五条の十三号です。失礼しました。

○富田委員 ぜひよろしく願ひいたします。

実は、私、今住んでいる習志野市の新年の賀詞交歓会で、この事業が立ち上がるという話を一月にさせてもらいました。地域のお母さんたちが大勢いらつちやつていて、習志野市内、中学校が七つあるんですが、七つの中学校区とも全部手を挙げたというふうに市長が電話をしてきました。二次募集なんかしないで、ぜひこの一次募集の千校全部決めていただきたいということをまず御要望しておきたいというふうに思ひます。

もう一つ、学校、家庭、地域を結ぶPTA活動の充実も大切だというふうに、この中教審の答申の中では具体的施策の一つとして挙げられていました。

先日、朝日新聞だつたと思ひますが、杉並区と和田中のPTAが区のPTA協議会から脱退したというふうな報道がされていまして。なぜ脱退したのかというのを地域のお母さんが話してしまつたけれども、子供たちのためにPTA活動に入つていくのはいいけれども、よそのPTAの人との会合とかPTAと関係ないと思われるような地域のいろいろな会合に引つ張り出される、ただでさえ自分の学校のPTA活動でお父さん、お母さんは忙しいのに、そんな負担はちよつと意味がないんじゃないかと。では、なぜそういうほかのPTAの会合に出されるのかというと、見てみると、どうもこれまでの慣行だ、そうなっているからだということしかなくて、ちよつと意義づけができない。そういう意味で、和田中のPTAとしては、たまたまこの三月、藤原校長が退任される際にいろいろ話し合つて、脱退することを決めた

んだという報道がされていたんです。

PTAの協議会というのはそれぞれの地域が独自にやるものですから、文科省がどう言う立場ではないと思うんですが、こういうふうな動きがあるというのは、文科省としてはどう考えられますか。

○加茂川政府参考人 PTAの役割についてでございますが、委員御指摘のように、保護者と教員が協力をいたしまして、学校、家庭教育、地域の教育環境の改善等の活動を行うことによりまして子供たちの健全な育成を支援するという意義を有しておるわけでございます。そういった団体でございますから、この意義は、強まることはあつても低減することはないのだと私は考えております。

PTAの活動のあり方としまして、こういった団体に属しながらその役割を果たしていくべきかということにつきましても、PTA自体が任意団体でございますから、PTA自身が自主的に判断すべき事柄だと考えておるものでございます。

PTA関係の団体または上部機関にどのような帰属したり、または連携を図るかについては、委員、慣行的な事務が多いというお話もございましたけれども、私どもとしましては、帰属したり連携することによって活動の範囲を広げる、あるいは、単独では入手できない情報を入手するなどして本来の活動を充実していくことができる等のプラス面があるとは考えておりますけれども、繰り返しになりますが、関係する団体にどのように帰属するか、または上部団体とどういう関係を持つかににつきましては、各PTAが自主的に判断すべきだと思つております。

ポイントとは、PTAが本来持つております機能、役割、すなわち、個々の学校、教職員、子供との関係において十分役割を果たしていくかどうかといったことが、まず判断の第一のポイントになるのではないかと考えておる次第でございます。

○富田委員 文科省としてはそう言うしかない

思うんですが、PTAは任意団体だと言うんですが、その記事の中で、この和田中で学校支援地域本部の一部門にPTAを位置づけよう、学校支援地域本部の方がいろいろなことをやるので、その一部門にPTAを位置づけるとPTAの会長さんとかその他のいろいろな役員の人たちの負担も軽くなるんじゃないか、地域全体で学校を面倒見る、その一部門にPTAを位置づけるんだというような考え方が出てきた、すぐやりたかったけれども、すぐは移動できないのでそういう考え方で今後検討していきますというふうな報道ぶりでした。

これは、今後の学校支援地域本部事業を展開していくに当たって一つのいい指標になるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○加茂川政府参考人 地域本部の設置またはその活動のあり方につきましては、さまざまな地域の状況を反映してそれぞれに判断されるべき事柄だと考えております。

委員から和田中学校の事例のお話がございましたけれども、和田中学校も学校支援地域本部については先進的な取り組みを行っているものと私ども高く評価をいたしておるわけでございますが、あくまでも自主的な組織でございますから、具体的な機能を含めまして、組織、構成についても、それぞれの地域に応じて判断された事例の一つと理解をしておるわけでございます。

PTAとの関係でございますが、実は、それぞれの地域の取り組みについては、和田中以外の先進的な事例もございまして、PTA自体がこういった学校支援地域本部と変わらない設置主体になって運営しておるものもございまして、他の団体と連携をしながら同様の機能、役割を果たしているといった事例も想定されるところでございます。

PTAはあくまでも、先ほどの繰り返しになりますが、学校、家庭教育、地域の教育環境の改善等の活動を行いまして、地域を通じて子供たちに

とって健全な育成環境を醸成していくことを支援する役割を持つておるわけでございますから、学校支援地域本部が学校教育にかかわることに主としてその事務を中心に考えますときには、その活動範囲、役割が必ずしも一致していない部分があるわけでございます。

ですから、PTAが本来期待されます機能や役割を、地域本部のかかわり方とは別に果たすべきことを私どもは期待しておるわけでございます。学校本部に参画することもちろん想定されるわけでございますが、それに伴って、本来期待されるPTAの機能や役割が果たされなくなるようなことはあつてはならないのではないかと考えておるところでございます。

○富田委員 今局長が言われた和田中以外の先進的な取り組み事例をぜひ全国に発信していただきたいと思うんですね。それぞれの地域で、どういふふうに自分たちに合ったPTA活動、地域に根差したPTA活動ができるかというのは大事だと思いますので、今局長が言われるとおりだと思いますから、ぜひ全国への発信をよろしくお願いいたします。

大臣、何かありましたら。

○渡海国務大臣 これは新しい取り組みですから、ある部分、私は、いい意味で試行錯誤があつていいと思います。それが混乱につながらないように我々はしっかりと情報を流していかなきゃいけないというふうに思いますから、今委員がおっしゃいましたように、いろいろな先進的な例、いい例、これがこうだという定型はないんですね、ですから、PTAそれから支援本部、コミュニティースクールという学校に直接かかわってくる部分もあるわけでございますから、そのところの連携がえって混乱するようないかなことがないように、しっかりと我々は見守っていききたいというふうに思っております。情報はまた、いろいろ提供するとも視野に入れながら検討してまいります。

○富田委員 ありがとうございます。

残りの時間を使いまして、横浜市立大学医学部の学位取得をめぐる謝礼授受問題について何点か質問をさせていただきたいと思ひます。

ことしの三月十二日付の読売新聞で、「博士号取得の謝礼授受」という大きな見出しのもとに、学位取得をめぐる金銭の授受があつたんじゃないかという報道がされました。その後さまざまな報道がされていまして、文部科学省としては、この問題をどのように認知されたのか、また、問題の所在を知つてどのように横浜市立大学に指導されたのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○清水政府参考人 横浜市立大学医学部の学位取得をめぐる謝礼については、本件に関しまして、三月七日金曜日夕方、私どもに投書をいただきました。三月十一日に横浜市立大学に対し、当該通報があつた旨を伝え、事実関係の説明を求めたところでございます。その後、三月十二日に読売新聞において本件について、先生御指摘の報道があつたというふうに承知しております。

横浜市立大学に対しては、三月十三日以降、再三にわたつて、今回の学位審査をめぐる不祥事に関して事実関係の究明と再発防止策の適切な対処、すなわち、医学部のみならず全研究科の学位審査に係る教員、学位申請者に対する調査の実施、あわせて、倫理規程、行動指針の策定等再発防止あるいは是正のための措置をどのように対処するかということについて、きちんと対処していただきたい旨指導を行ったところでございます。

また、文部科学省としては、学位審査に関する透明性、客観性が確保されるよう各種会議を通じて指導を行つてきたところでありますけれども、その重要性にかんがみ、三月十九日付で各大学に対し、厳正な学位審査体制を確立するよう通知、すなわち、公開での論文発表会の実施でありますとか学外審査委員の積極的登用、通報、相談窓口の設置等を出したところであり、引き続き指導の徹底を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○富田委員 文科省の方は、御自分のところにそういう申し出があつたのですぐ動いたというのは理解できるんですけども、どうもこの横浜市立大学の対応というのははつきりしない。

資料によりまして、去年の十一月一日に内部通報があつた、どうもそのまま放置されていたようですね、内部通報したそのお医者さんがことしの一月に異動の内示を受けた、配置転換させられそうだというふうな同大学のコンプライアンス推進委員会に保護を求めたけれども、結局、四月一日付で神奈川県内の病院の専門外の診療科に異動させられたというふうな、やはり同じ読売新聞が今月の十一日付の報道でこの事実を報道されていまし。事実がどうかは、新聞報道ですのではつきりわかりませんが、一連の経過から見ると、恐らくこのような配置転換があつたんだらう。

文科省の方としては、認知した途端にすぐ適切な指導をされた、また各大学に、同じようなことがあつてはならないということで通知を出したというのは評価しますけれども、どうもこの大学自体の対応というのはどうなつていんだ。

コンプライアンス委員会がありながら、十一月に受けたのに、結局、文部科学省の方から行政指導を受けて慌てて動き出して、コンプライアンス委員会の報告が三月二十五日になされた。この報告書もかなりいいかげんで、そんな事実ありませんよみたいなことを言っているのもあります。

それに、文部科学省の方で厳しく指導した結果ですか、学位審査に係る対策委員会をこの大学の方で設置されて、元東京地検特捜部長を務められた弁護士さんを委員長にして、特別の委員会を立ち上げて調査した。その中間報告書というのが五月二日付で出されています。文科省の方として、中間報告を掌握していると思うんですが、この中間報告書に対してはどんな評価をしていますか。

○清水政府参考人 御指摘の横浜市立大学の対策委員会が行つた学位審査に関する実態調査は、そ

の中間報告書というふうなタイトルが示しますように、医学研究科を対象とした平成十六年から十九年に至る状況についての調査でございます。この内容につきまして申し上げますれば、学位審査に関し、学位審査手数料のほかに金品等のやりとりがあったこととあり、私どもとしては極めて重大な問題であると認識しております。

また、中間報告書では、学位取得者、すなわち申請者の側でございますけれども、金銭の要求があったとの回答が二名からあったという報告になつており、この点についても今後さらなる究明が必要であるというふうに考えております。

横浜市立大学では今後、他研究科に対するヒアリングを実施することとしており、文部科学省としては、最終報告も踏まえ、引き続き横浜市立大学において厳正な学位審査体制の確立が図られるようしっかりと指導してまいりたい、このように考えております。

○富田委員 今局長が言われたように、金品を要求されたという学生さん、学位を申請した方のアンケートの中で、二人が要求されたというふうに出てくる。これが事実だとすると、みなし地方公務員ですから、贈賄の可能性も出てくる。きちんと調査するように今後も徹底して指導していただきたいと思ひますし、この調査報告書はちよつとずさんじゃないかな。

審査する側の教授、准教授たちの方には弁護士さんのグループが直接聞き取り調査か何かされているようです。ところが、申請した学位取得を望む方たちには文書でアンケート調査。アンケートに自由意見を書いてくれというところに、「このような形式のアンケートで、実際に金品の授与をした者が正直に申告するとは思えない。」という意見を書かれてるんですね。そのとおりだと思ひますね。こんなものを出したら、自分が今後、医局の中あるいはそれぞれの病院との立場でどんな不利な扱いを受けるかわからない。また、「アンケート用紙に氏名が記載されているため、対策委員会から回答内容等が教授等に漏れないか不安で

ある。」こういう意見もある。

もう少し調査方法をきちんと考えて、少なくとも、弁護士さんのグループに委託されているようですから、文科省の方でも指導して、答えた方が不利益を受けないようなことを十分に考えていただきたいと思ひますし、今回の読売新聞の報道で一番問題だと思つたのは、通報したお医者さんが専門外に転載された。医学部の詳しい内情はわかりませんが、自分が専門的にずっと研究していたところから外されて全く関係ない専門の病院に置かれたら、多分このお医者さんにとっては、おまえ出ていけよというのと同じだと思ひますね。もうこのグループにはいられない、もう自分で生きていくしかない、また自分の研究も続けられない。正義を通して内部通報した方がこんな扱いを受けていいのか。

この大学のコンプライアンスの推進規程というのがあります。その推進規程の第九条に「通報者等の保護」という規定があるんですね。「通報者等が通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱も被ることがないよう、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境又は修学環境等の保全に努めなければならない。」こういう規定を持ちながら、なおかつ、通報した方が、自分の専門外のところ異動させられそうだと、何とかしてくれというふうに一月にお願ひしているのに、それを無視して、結局四月一日付で異動させられてしまった。これではもう正義が通らなくなると思ひますね。

こういったことを、文科省としては、この大学に対しては、学位取得をきちんとしてくれ、学位取得に不正があつてはならないというところがストリートな関係性なんではないでしょうか、大学に對して、科研費とかいろいろな補助金とかいろいろな助成をしているわけですから、どんな意味でも行政指導というのとは違うと思ひますね。きちんとこういうコンプライアンス推進規程を持ちながら、その規程どおりに全然していない。全然コンプライアンスなんかないんですね、法令遵

守なんかされていない。

こういったところにきちんと文科省としても指導して、正義を貫いた人がきちんとこの社会の中で生きていけるようにしていくのが大事だと思ひますが、最後に大臣の感想を伺つて、終わりたいと思ひます。

○渡海国務大臣 報道が事実とすれば、これは大変問題であるというふうな認識を持っておりまして。

そういうルールもしっかりお持ちなわけでございますから、まずは、合理的な説明がちゃんとできるようにしっかりとやれということを我々は指導していきたいと思ひますし、それがなされないようであれば、その状況に応じて適切に指導してまいりたいというふうに考えております。

○富田委員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 以上で富田茂之君の質疑は終了いたしました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十時三十五分散会

社会教育法等の一部を改正する法律案

社会教育法等の一部を改正する法律

(社会教育法の一部改正)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「努めるとともに」を「努め、及び」に改め、「配慮をする」の下に「とともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必

要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

第五条第四号中「その他社会教育に関する施設」を「その他の社会教育施設」に改め、同条第七号中「開催」の下に「並びに家庭教育に関する情報の提供を加え、同条第八号中「開催及び」を「開催並びに」に改め、同条第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同条第十四号中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改め、同条第十七号とし、同条第十三号を削り、第十二号を第十四号とし、同条の次に次の二号を加える。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

第五条第十一号を同条第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に對し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

第五条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 情報化の進展に對して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

第六条中「行」外、左の「を」を行はか、次の「に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「社会教育に関する施設」を

「社会教育施設」に改める。

第九条の三第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

第九条の四第一号口中「官公署」の下に「学校、社会教育施設」を加え、「社会教育に関係のある」を削り、「職で」の下に「司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として」を加え、同号ハ中「官公署」の下に「学校、社会教育施設」を加える。

第十三条中「会議」の下に「(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)」を加える。

第三十二条を次のように改める。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(図書館法の一部改正)

第二条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「そい」を「沿い」に、「援助し得る」を「援助し、及び家庭教育の向上に資することとなる」に、「左の各号」を「次に」に改め、同条

第一号中、「フィルム」を「及びフィルム」に、「視聴覚教育」を「視聴覚教育」に改め、「資料」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む)」を加え、同条第六号中「その奨励を行う」を「これらの開催を奨励する」に改め、同条第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「第六号」を「次条」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校

の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ 口に掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

第五条第二項第二号中「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六号」を「学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条」に改める。

第七条を次のように改める。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第七条の次に次の三条を加える。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第十五条中「関係者」の下に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

附則第十項中「第二条第一項、第三条及び第十五条の学校には学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)附則第三条の従前の規定による学校を」を削り、「旧大学令」を「旧大学令」に、「第五条第二項の高等学校」を「含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者」に、「旧高等学校令又は旧高等学校令若しくは」に、「及び青年学校本科並びに」を「若しくは青年学校本科又は」に、「含む」を「卒業し、又は修了した者を含む」に改める。

(博物館法の一部改正)

第三条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第一項中「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「第二章」を「第三章」に改め、同条第三項中「展示する資料」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む))」を加える。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「フィルム」を「フィルム」に改め、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

第五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項中「職には」の下に「官公署、学校又は社会教育施設」を、「施設の下に」を含む。「を」を、「職で」の下に「社会教育主事、司書その他の」を加え、「に相当する職又はこれ」を削る。

第七条を次のように改める。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第八条中「教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示す」を「公表する」に改める。

第九条を次のように改める。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一章中第九条の次に次の一条を加える。

(運営の状況に関する情報の提供) 第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。 第二十一条中「関係者」の下に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。 附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。 (社会教育法の一部改正に伴う経過措置) 2 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育に係る職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間は、第一条の規定による改正後の社会教育法第九条の四第一号ロに掲げる期間とみなす。 (図書館法の一部改正に伴う経過措置) 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。 4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。 理 由 教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
---	--

平成二十年五月二十一日印刷

平成二十年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C